

「おもいやり」「はさえあい」
から始まる瑞穂の夢まちづくり

瑞穂市男女共同参画基本計画
(後期)素案

平成27年3月

瑞穂市

※資料の下線部分が、修正又は追加した箇所です。

第1章 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画とは

『男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会』です。

私たちは誰もが、生物学的な「性」を有しています。そしてこの性は、一人ひとりの人間の存在と切り離すことができないものです。

その人が持つ性を十分に理解し尊重することが、一人ひとりの人間を尊重することに深く結びついています。

日本国憲法では、第3章第14条第1項に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されています。この憲法のもと、法律や制度の整備が図られ、また、多くの人達の努力とさまざまな活動の中で、男女共同参画は着実に進展してきました。

しかしながら、現状では、法律や制度上では男女平等が達成されつつあるものの、実質的には多くの分野において未だに乖離しており、なお一層の努力が必要とされています。

たとえば、女性の管理職比率が低いことや、男性の家事、育児、介護への参加度もまだまだ低く、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っています。

また、配偶者等からの暴力などドメスティック・バイオレンス(DV)被害が増加し、女性や子どもの人権が侵害されている問題もさらに深刻化してきました。

性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立ち、関連施策を立案・実施することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢をもって生き生きと充実した生き方を選択できる社会の実現を目指していかなければなりません。

2 . 計画策定の背景

現在わが国は、少子高齢化の急速な進行、経済の成熟化、国際化、情報の高度化など社会情勢が、著しく変化しています。

また、法律面においても、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）の制定と改正、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）の制定と改正、労働基準法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正など、ここ数年で男女共同参画にかかわる社会情勢は目覚しく進展しています。

しかし、家庭や地域、職場など多くの場面で、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく昔からの社会通念や慣習は依然として根強く残っています。

このような状況のもと、国は男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付ける「男女共同参画社会基本法」に基づき、2005（平成17）年、第2次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会として目指すべき社会の将来像を示しました。

しかし、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいないことや、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決し、充実した取組みを継続していくため、2010（平成22）年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

市民の生活様式や就業形態といったライフスタイルや社会・経済の構造も大きく変化し、個人の価値観も多様化する今日、バランスのよい豊かな社会とするために、またますます加速する少子高齢化社会の中で尊厳をもって生き抜いていくためには、さまざまな分野において、性別にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭を守り、地域を支え、自身を生かしていくことのできる男女共同参画社会が求められています。

(1) 国際的な取組み

1975 (昭和50)年

人口の半分を占める女性の力が十分活用されていない現実から、国連は1975 (昭和50)年を「国際婦人年」と定め、平等 (男女平等の促進) 発展 (経済、社会、文化の発展への女性の参加の確保) 平和 (国際友好と協力への女性の貢献) を目標に世界的な行動を開始し、「世界行動計画」をメキシコシティでの国際婦人年世界会議で採択しました。

1976 (昭和51)年

世界行動計画の採択を受け、国連は1976 (昭和51)年から1985 (昭和60)年までの10年間を「国連婦人の10年」と宣言し、女性の地位の向上のための積極的な活動を展開する期間としました。

1979 (昭和54)年

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」が国連総会において採択されました。

1985 (昭和60)年

国連婦人の10年の最終年に長期的活動のガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」をナイロビ (ケニア) での第3回世界女性会議で採択されました。

1995 (平成7)年

すべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意する「北京宣言」と女性のエンパワーメント (力をつけること) に関するアジェンダ (予定表) の「行動綱領」が北京での第4回世界女性会議で採択されました。

2000 (平成12)年

女性が力をもった存在になることに向けて各国が政策や計画に取り組む意思を明確化し、21世紀に向けた行動指針といえる「政治宣言」と北京宣言及び行動綱領の更なる行動とイニシアティブに関する文書「成果文書」が国連特別総会女性2000年会議で採択されました。

2005（平成17）年

第49回国連婦人の地位委員会（通称国連「北京+10」）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等を実現するための進展を踏まえながら、完全実施に向け一層取り組むための宣言が採択されました。

2010（平成22）年

第54回国際婦人の地位委員会（通称国連「北京+15」）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価が行われました。

（2）国の取組み

1975（昭和50）年

「世界行動計画」を受けて、「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年(昭和52年)には、10年間の取り組み指針として「国内行動計画」が策定されました。

1985（昭和60）年

民法、国籍法、戸籍法の一部改正、男女雇用機会均等法の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1987（昭和62）年

ナイロビ将来戦略を受けて女性の地位向上を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1991（平成3）年

新国内行動計画の第1次改定が行われ、総合目標の「共同参加」を「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会の形成」を目指し、男女平等をめぐる意識改革、平等を基礎とした男女の共同参画、多様な選択を可能にする条件整備、老後生活等をめぐる女性の福祉の確保、国際協力及び平和への貢献という主要目標により、更に積極的に施策を推進することになりました。

1994（平成6）年

推進体制を強化するため、「男女共同参画推進本部」が設置され、その諮問機関として「男女共同参画審議会」及び総理府に「男女共同参画室」が発足しました。また、平成7年に育児休業法に介護休業制度を付加し、育児・介護休業法として大幅な改正を行い、ILO156号条約（家族的責任に有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）を批准しました。

1996（平成8）年

男女共同参画審議会から目指すべき男女共同参画社会について「男女共同参画ビジョン」が答申され、これを受けて、直面する少子・高齢化の進展等の社会環境の変化に対応するため、「男女共同参画2000年プラン - 男女共同参画社会の形成に関する平成12年（西暦2000年）までの国内行動計画」が策定されました。

1999（平成11）年

男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、最重要課題として位置付けされました。

2000（平成12）年

男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる社会制度へ男女共同参画の施策の総合的な推進体制の整備・強化が行われました。

2001（平成13）年

中央省庁等再編に伴い、「男女共同参画審議会」を発展的に継承する「男女共同参画会議」と内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。法律面も「DV防止法」が成立し、女性の保護が進められました。

2005（平成17）年

第1次基本計画の取組みを評価、総括し、2006（平成18）年度から2010（平成22）年度までを計画期間とする「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

2006（平成18）年

「男女雇用機会均等法」が、働く女性の母性尊重と、その雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利

益取扱いの禁止などの内容で改正され、平成19年4月1日に施行されました。

2007（平成19）年

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び推進のための行動指針が平成19年12月18日に策定されました。また、「DV防止法」が、保護命令制度の拡充、市町村の基本計画策定努力義務を課すなどの内容で改正され、平成20年1月12日に施行されました。

2008（平成20）年

男女共同参画推進本部において、女性の社会参画拡大を推進するための戦略的な取組みを定める「女性の参画加速プログラム」が決定されました。あらゆる分野において女性の参画加速のための基盤整備の充実と、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた戦略的な取組みを実施することとしました。

2010（平成22）年

我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして男女共同参画基本計画（第3次）が閣議決定されました。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が改定され、新たに「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」と、「『新しい公共』への参加機会拡大等による地域社会の活性化」などの項目が盛り込まれました。

2014（平成26）年

産業競争力会議で決定された「成長戦略進化のための今後の検討方針」に基づき、「全ての女性が輝く社会」の実現に向けて、社会全体で女性の活躍を応援する気運を醸成するために、平成26年3月に「輝く女性応援会議」が開催されました。また、5月には女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる企業等の男性リーダーによる「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」が発足し、「行動宣言」が発表されました。

(3) 岐阜県の取組み

1977 (昭和52)年

岐阜県における女性行政は、国際婦人年から2年目に、民生部児童家庭課に婦人問題担当として窓口を設置したことで始まりました。「婦人問題懇話会」が設置され、「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」が提出されました。

1986 (昭和61)年

人生80年時代を女性がより心豊かに充実した生涯を送ることができる生きがいある社会づくりを目指し、「婦人問題推進会議」から10年間の施策の方向を示した「岐阜県婦人行動計画」を策定しました。

1989 (平成元)年

婦人問題懇話会を発展的に解消し、「女性の世紀21委員会」が設置され、「提言 - 男女共同参画型社会を目指して - 」が提出され、男女ともに人間として豊かな生活を創造し、個性をもった自己実現が認められる社会を目指すための方向性が示されました。

1994 (平成6)年

女性の世紀21委員会から提出された提言と「岐阜県婦人行動計画」策定後の社会構造の変化に対応するために「女と男のはあもにいプラン ぎふ女性行動計画」を策定し、5年間の施策の方向を示しました。

1999 (平成11)年

21世紀を展望した新たな展開を図るため、平成11年に「ぎふ男女共同参画プラン」が策定され、さらに2002 (平成14)年には、国の男女共同参画社会基本法や基本計画の策定を受けて、女性の世紀21委員会からの見直しの提言により、同プランが一部改訂されました。

2003 (平成15)年

男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民が一丸となって男女共同参画社会をつくって行くために「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が、2003 (平成15)年10月9日公布され、11月1日施行されました。また、「人の意識が変わる」、「人の力を合わせる」、「人の暮らしが多様になる」の3つの柱を中心とし

て、男女共同参画社会を実現していくための提言が女性の世紀21委員会から提言されました。こうした提言や条例の基本的な考え方を基礎とする「岐阜県男女共同参画計画」(計画期間2004(平成16)年~2008(平成20)年)が策定されました。

2008(平成20)年

本格的な少子高齢社会、人口減少時代を迎え、岐阜県男女共同参画21世紀審議会などの提言を受け、「第2次岐阜県男女共同参画計画」(計画期間2009(平成21)年度~2013(平成25)年度)が策定されました。

2014(平成26)年

「第3次岐阜県男女共同参画計画」(計画期間2014(平成26)年度~2018(平成30)年度)が策定されました。

(4) 瑞穂市の取組み

2008 (平成20)年

瑞穂市男女共同参画基本計画の策定に向け、市民の代表で構成される審議機関として「瑞穂市男女共同参画推進審議会」を設置するとともに、庁内の関係部署で形成する、「男女共同参画推進会議」及び「ワーキングチーム」の体制を整えました。

2009 (平成21)年

基本計画策定の基礎資料となる「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

2010 (平成22)年

「瑞穂市男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」(計画期間2010(平成22)年～2019(平成31)年)を策定しました。また、計画推進のためのスローガンとして、市民からの意見をふまえ『「おもいやり」「ささえあい」から始まる 瑞穂の夢のまちづくり』に決定しました。

2011 (平成23)年

市民が一体となって男女共同参画社会を実現するため、「瑞穂市男女共同参画推進条例」を2011(平成23)年11月1日施行しました。

2013 (平成25)年

前期基本計画の進捗状況を確認し、後期計画策定の基礎資料とするため「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

第2章．計画の基本的な考え方

1．計画の性格と期間

(1) 基本計画の性格

「瑞穂市第1次総合計画」を上位計画とし、「希望を育むまちづくり～地域社会の明日を支える、個性と創造力豊かな人づくり～輝く人づくり」の具体化に向け、関連する他の計画との整合性を図ります。

「瑞穂市男女共同参画基本計画」は、さまざまな分野において男女共同参画を実現していくための施策を、市民のみなさんと一体となって総合的に推進していくための行動計画です。

国の「男女共同参画基本計画」及び県の「岐阜県男女共同参画計画」との整合性に配慮して策定します。

「主要課題 - 2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶」を推進するため、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、「瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」(市町村基本計画)を別に策定します。

計画がより実効性のあるものとなり、客観性を持った的確な進行管理を行うために、毎年、推進審議会を開催し、進ちょく状況を把握、点検して、公表します。

(2) 基本計画の期間

この計画の期間は、2010(平成22)年度から2019(平成31)年度までの10ヵ年と定め、前期5年、後期5年とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 . 計画の目指す姿

瑞穂市第1次総合計画の基本構想の目指すべき将来像である「市民参加・協働のまちづくり ～市民と行政が一体となったまちづくりをめざします～」にふさわしく、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、ともに瑞穂市の明日を織りなし、つくりあげていくことができる男女共同参画社会を目指します。

3 . 計画の基本理念

市民のみなさん一人ひとりが人権や平等についての正しい認識を持って、お互いを尊重し、性別にかかわらず、あらゆる分野でその個性と能力を活かして、生き生きと充実した生き方を選択できるよう、家庭、地域、職場等あらゆる分野において男女共同参画の視点に立ち、人権教育をはじめとする社会環境の整備に努め、男女の新しい協力関係を構築する指針となる5つの理念にそって進めます。

男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、家庭、学校、地域、職場及びその他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力が十分に発揮できる機会が確保されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

政策等の立案及び決定への共同参画

市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができること。

国際的協調

国際的な取組み及び在住外国人への理解のもとに、行われること。

4 . 計画の基本的視点

次の3点を基本的視点に定め、本計画を推進していきます。

1 . 男女の人権尊重と平等の視点

男性も女性も個人として、その人権が尊重されることは、男女平等の基本的な考え方となるものです。男女が互いの性を尊重し、根強く残る性別役割分担意識を解消し、家庭や職場、学校、地域社会のさまざまな場面で、性別による固定的な役割分担、差別、偏見がないか敏感に察知する視点です。

2 . 女性のエンパワーメントの促進

男女がともに政策・方針決定過程に参画していくことにより、性による差別のない新しい社会システムを築くことができます。そのためには、女性が自らの意識や能力を向上させ、自己決定力を身につけ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になることが不可欠であり、力をつけていくための社会的環境の整備などを支援することが必要です。

3 . パートナーシップ（対等な協調・協力関係）の確立

市民参加・協働のまちづくりを進めるためには、その構成員である男性と女性をはじめ、高齢者や障がい者、若者、子どもなどの多様な世代、市民や民間、行政など、さまざまな市民が対等な立場での参画が必要になっています。男女のパートナーシップを基本に、あらゆる市民の力を生かしたまちづくりを進めます。

5 . 計画の基本目標

この計画は「男女共同参画社会の実現」に向けて、基本理念に基づき次の3つの項目を基本目標とします。

意識改革による人づくり

男女がともにつくるまちづくり

だれもが安心して暮らせる環境づくり

6. 計画の施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向	具体的施策
意識改革による人づくり	1. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革	1. 固定的な性別役割分担意識をなくすための広報・啓発の充実	1. 広報、ホームページ等を活用する啓発の充実 2. 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供
	2. 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	1. 人権尊重に関する啓発の強化 2. 暴力の根絶の推進	3. 男女の人権の正しい理解と尊重する意識の醸成を図る 4. セクシュアル・ハラスメントまたはドメスティック・バイオレンス(DV)にあつたときの相談窓口の周知徹底 5. DV防止対策の推進、DV被害者の相談、保護、自立等の支援体制の充実 6. 虐待防止啓発、早期発見、安全の確保、相談機能の充実 7. 庁内及び各種機関との連携体制の整備の推進
	3. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進	1. 家庭教育における男女共同参画の推進 2. 就学前教育における男女共同参画の推進 3. 学校教育における男女共同参画の推進 4. 生涯学習における男女共同参画の推進	8. 保護者に対する意識啓発の推進 9. 保育士・幼稚園教諭の男女共同参画に関する正確な理解の推進 10. 男女共同参画の視点に立った保育・教育活動や教材選定の推進 11. 男性の保育士・幼稚園教諭の採用の促進 12. 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進 13. 学校教育の充実と健全な食生活を実現するための食育の推進 14. 男女共同参画の視点に立った教材等の選定 15. 固定的な性別役割分担にとられない学校内の習慣の改善の指導 16. 社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進 17. 子どもを預けて学習活動に参加できる託児体制の充実 18. 生涯にわたる学習機会の充実
	4. メディアにおける男女共同参画の推進	1. 男女共同参画の視点を持った表現活動の推進	19. 男女共同参画の視点に立った表現の啓発 20. 不適切な表現のチェック体制の整備

指標項目
・男女共同参画社会という用語の周知度 ・固定的な性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を見直す意識
・あらゆる機会をとらえて、家庭、教育、職場、地域における意識啓発を推進し、人権尊重についての理解を深める ・女性の人権擁護委員の割合
・DV防止法認知度 ・パートナーからの暴力を受けた際の対応で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合 ・DVにあつたときの相談窓口を知っている人の割合 ・中学生におけるDVに対する理解の普及(中学校における授業等での周知の実施率)
・保護者への啓発の充実 ・ 親子料理教室の子どもの参加者に占める男性の割合 ・家庭生活における男女の平等感
・男女共同参画の視点に立った保育(教育)に配慮する ・男性の保育士・幼稚園教諭の採用数
・学校教育における男女の平等感 ・小・中学校の男女平等教育パンフレットを活用した授業の推進 ・小・中学校生徒の会長における女性の割合
・各世代、各分野における男女の地位の平等の意識を高める ・地域社会における男女の平等感
・市の広報、出版物等における男女差別につながる表現の促進 ・情報の発信者に対して、性別による固定的な役割分担を助長、連想させるような表現に対して留意し、男女を平等な関係で表現するように啓発

男女がともにつくるまちづくり	1. 政策方針決定過程への女性の参画の推進	1. 審議会等委員への女性の参画の推進	21. 女性委員の積極的登用の促進 22. 市立小・中学校(幼稚園含む)の校長(園長)・教頭の女性登用率の向上 23. 女性(消防・一般)職員の採用・登用の促進
	2. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	1. 防災・災害復興分野への女性の参画の拡大 2. 環境保全分野への男女共同参画の拡大	24. 男女双方に配慮した地域防災(復興)の推進 25. 男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上 26. 地域活動における女性消防団員の配置促進 27. 環境保全活動への男女共同参画の促進
	3. 国際化に対応した男女共同参画の推進	1. 国際的な男女共同参画に関する理解の促進	28. 国際理解の啓発の推進 29. 市民による国際交流・国際協力への支援

・市議会議員の女性の割合 ・ 地方自治法第202条の3に基づき審議会等の委員における女性の割合 ・ 地方自治法第180条の5に基づき委員会等(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会)における女性の割合 ・女性のいない審議会等の割合 ・委員公募制のある審議会等の割合 ・市が委嘱する各種委員(社会教育委員、社会教育推進員、社会教育推進員、青少年育成推進員、体育指導委員等)における女性の登用率 ・PTA会長の女性の割合 ・市立小・中学校(幼稚園含む)の校長(園長)・教頭の女性の割合 ・自治会長における女性の登用率 ・女性一般行政職員(保育士、幼稚園教諭を除く)の割合 ・ 一般行政職員(保育士、幼稚園教諭を除く)における課長補佐以上の女性の割合
・防災会議への女性委員の登用数 ・女性消防職員採用の拡充 ・男女のニーズを取入れた応急災害支援の検討委員会設置 ・防災・災害復興分野における女性消防団員の配置の割合
・環境問題について出前講座の学習する機会を充実 ・地球温暖化対策実行計画・廃棄物基本計画などの環境分野策定委員の女性の割合
・学校や生涯学習の場などで、国際理解のための啓発を推進 ・市民レベルの国際交流の支援の充実 ・外国人が安心して暮らせる生活にかかる情報提供や相談の充実

だれもが安心して暮らせる環境づくり	1. 男女の仕事と家庭生活・地域生活の両立支援	1. 仕事と家庭生活・地域生活の両立にむけた啓発の推進と支援	30. 家庭における男女共同参画意識浸透のための啓発活動の推進 31. 男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施 32. 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着促進と充実 33. 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための職員採用の推進 34. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 35. 保育所待機児童解消対策の推進 36. 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実 37. 子育て相談の充実 38. 子育て支援情報の充実 39. 放課後児童クラブ(学童保育)の充実 40. 子育てサークルの育成支援 41. 子育て支援グループの育成支援
	2. 生涯を通じた男女の健康支援	1. 生涯を通じた健康づくりの推進 2. 母性保護と母子保健のサービスの充実	42. ライフステージに応じた健康保護対策の充実 43. 食育の推進 44. 健康相談の充実 45. 母性保護と母子保健施策の充実
	3. 社会的支援にかかわる環境の整備と支援	1. 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 2. 高齢者等の社会参画と生きがい対策の充実 3. あらゆる家族形態に対応した支援の充実	46. 介護サービスの充実 47. 在宅福祉サービスの充実 48. 高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実 49. 高齢者、障がい者の社会参加活動の促進 50. 高齢者健康講座の充実 51. 老人クラブ活動への支援の充実 52. シルバー人材センターへの支援の充実 53. 障がいのある人の就労の促進 54. ひとり親家庭や障がいのある人及びその家族への生活及び自立支援の充実
	4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1. 職場における男女共同参画推進のための環境整備 2. 女性の再就職・起業支援の整備	55. 男女雇用機会均等法などの法律、制度の周知 56. セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の実施 57. 再就職希望者への支援の充実 58. 女性の職業能力開発講座の充実 59. 女性の職場環境の充実

・「育児、介護休業法」などの普及割合 ・延長保育の時間帯の延長 ・延長保育実施保育所数 ・延長保育利用率(長時間保育) ・延長保育利用率(延長保育) ・一時保育実施保育所数 ・一時保育利用率数 ・3歳未満児保育実施保育所数 ・3歳未満児保育利用率数 ・病児(病後児)保育の保育所数 ・放課後児童クラブ数 ・放課後児童クラブ利用者数 ・保育所待機児童数 ・市の男性職員の配偶者出産休暇取得率 ・市の男性職員の育児休業取得率 ・子どもの教育への男性の参加割合(夫婦協働)
・健康診断受診率 30歳代健康審査 子宮検診 乳房検診 胃検診 大腸検診 ・ライフステージに応じた健康づくり、健康教育、相談の支援
・妊婦教室への男性参加割合 ・母子健康手帳交付時の男性の参加率
・社会福祉協議会による人権相談の開設回数 ・地域で支えるシステムの整備
・就労意欲のある高齢者に対しての就労支援事業利用者数 ・就労意欲のある障がい者に対しての相談支援事業実施事業者数 ・シルバー人材センターの活用と支援(発注件数) (内、公共事業発注件数)
・福祉サービス利用に対する理解の普及 ・ボランティア登録者数
・職場における男女の平等感 ・ ワーク・ライフ・バランスの認知度 (「内容を知っている」又は「聞いたことがある」と回答した人の割合) ・セクシュアル・ハラスメントの被害者数 ・男女雇用機会均等法の周知度
・一旦家庭に入った女性の再就職を支援するセミナーの実施回数 ・女性のための再就職・起業に関する相談窓口の充実 ・パソコン、簿記などの実務講座の充実

第3章 計画基本目標と施策の方向

基本目標

意識改革による人づくり

男女共同参画社会の実現のためには、人権の視点が何よりも重要なものになります。

幼児期からの意識づくりは重要であり、学校教育の場だけでなく家庭や地域における大人のあり方や考え方も、子どもたちに強い影響を与えます。

しかし、人権の侵害であるセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）など、女性や子どもへの暴力は後を絶たず、救済、根絶が急務です。

さらに、多様なメディアが与える影響も大きなものがあります。女性の人権や社会的性別（ジェンダー）に敏感な視点を養い、情報を公正に判断するメディアを読み解く力が求められます。

固定的な役割分担意識に基づく偏見や習慣に縛られず、互いにその個性を認めて理解し合い、すべての人が自分らしく生きるためには、あらゆる場面でのさまざまな啓発や学習・教育活動を推進し、一人ひとりの人権意識を高めることが必要です。

主要課題 - 1

男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発

家庭・地域・職場社会における男女の活動の選択に対して、性別にとらわれず自分らしい生き方を望んでも、これまでに引き継がれてきた男女の固定的な性別役割分担意識が根強く、不平等感が多く残されており、男女共同参画の妨げとなっています。このような、文化的、社会的に形成された性別（ジェンダー）にとらわれない意識と理解を市民一人ひとりに浸透させるために、効果的な啓発を進めていくことが必要です。

施策の方向	具体的施策
固定的な性別役割分担意識をなくすための広報・啓発の充実	1. 広報・ホームページ等を活用する啓発の充実
	2. 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
1. 広報・ホームページ等を活用する啓発の充実	市広報やパンフレットによって、男女共同参画に関する啓発、情報を提供するとともに、効果的なわかりやすい掲載に努めます。	企画財政課 秘書広報課
	市ホームページに、多くの市民に見てもらえるような魅力ある内容を掲載し、男女共同参画に関する啓発・情報の提供を行います。	企画財政課 秘書広報課
2. 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供	市図書館において男女共同参画に関する図書、視聴覚教材などを整備し情報提供を行います。	企画財政課 生涯学習課 図書館

主要課題 - 2

男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の実現には、日本国憲法にうたわれている基本的人権の確立が必要です。しかしながら依然として、女性や児童に対する暴力や嫌がらせ等が後を絶ちません。さらに家庭内においては、夫と妻、親と子の家庭内暴力が社会問題となっています。家族間の繋がり、地域コミュニティの希薄化が殺伐とした社会を生み出しており、男女共同参画を通じて一人の人間としての生き方を尊重されるよう、弱者への暴力・虐待を予防し、それを容認しない社会づくりへの啓発を若年層にも広げ、普及していくことが必要です。さらに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の基本理念に基づき、DV被害者の保護、自立への支援体制の充実に努めます。市では、市町村の基本計画として別に「瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定します。

施策の方向	具体的施策
人権尊重に関する啓発の強化	3．男女の人権の正しい理解と尊重する意識の醸成を図る。
暴力の根絶の推進	4．セクシュアル・ハラスメントまたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）にあったときの相談窓口の周知徹底 5．DV防止対策の推進、DV被害者の相談、保護、自立等の支援体制の充実 6．虐待防止啓発、早期発見、安全の確保、相談機能の充実 7．庁内及び各種機関との連携体制の整備の推進

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
3. 男女の人権の正しい理解と尊重する意識の醸成を図る。	人権尊重の意識を高めるため市の広報・ホームページや啓発誌及び各種メディアを活用して、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。 また、暴力を予防するために、学校教育を通じて若年層に向けた暴力予防教育を推進します。	企画財政課 福祉生活課 学校教育課 秘書広報課
4. セクシュアル・ハラスメントまたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）にあったときの相談窓口の周知徹底	市の広報・ホームページなどによる啓発に努め、DVの専門相談機関やセクシュアル・ハラスメントの専門機関など相談業務を主として行っている機関の情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。	福祉生活課 健康推進課
5. DV防止対策の推進、DV被害者の相談、保護、自立等の支援体制の充実	配偶者やパートナーからの暴力による被害者を救済するために、DV防止法の内容など市民に周知し、DV防止の意識啓発を推進します。また、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、相談業務や対人援助業務を行う中で、被害者からのメッセージを早期に発見しやすい立場にあることから、DVに関する情報の提供や研修の実施などによりDV防止に対する理解の促進を図ります。さらに保護を求める被害者の安全確保及び日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し関連機関と連携して自立を支援し、また、被害者の回復の一助として、自助グループなどに関する情報を提供し、心理的な安定、回復を支援します。	福祉生活課 健康推進課
6. 虐待防止啓発、早期発見、安全の確保、相談機能の充実	子どもの健診などを通して早期発見に努め、子育て支援センター等関係機関による早期対応とDV防止の相談窓口の強化、再発防止を図ります。さらに、DVがある家庭の子どもの安全確保を図り、学校、保育所等において日常生活の中で、被害者の子どもが適切に配慮されるよう慎重に対応します。また、虐待防止及び再発防止のため、市民を対象としたDV防止の講演会・シンポジウムを開催します。	福祉生活課 健康推進課 学校教育課 保育所 幼稚園
7. 庁内及び各種機関との連携体制の整備の促進	市行政内部においては、DVの迅速・的確に連携した対応ができるよう情報交換や研修を実施し、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報の管理と意識の徹底を図ります。また、医療機関、警察等関連機関との連携体制の整備を促進します。	福祉生活課 健康推進課 市民課 医療保険課

主要課題 - 3

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進

市民意識調査によると、「学校教育の場」において「男女の地位が平等」と回答した割合が56.4%となっており、平成21年に実施した市民意識調査の49.4%から増加しました。また、「家庭生活」、「職場」、「地域活動の場」、「政治の場」などの分野別で、「学校教育の場」が最も男女の平等感が高いという結果となっています。

保育、幼児教育や学校教育は、人の成長過程において、人格の基礎を形成する大切な時期にあたります。男女共同参画の視点から一人ひとりの個性と能力を伸ばしていくことができるように、子どもたちの発達段階に応じた教材等を活用した教育を推進します。

また、男女平等教育を推進していくためには、保育、教育に携わる教育関係者だけでなく、家庭や地域などのあらゆる分野における、さまざまな世代や立場の市民が、男女共同参画に関する正しい理解を深めることができるように、学習の場を提供します。

施策の方向	具体的施策
家庭教育における男女共同参画の推進	8. 保護者に対する意識啓発の推進
就学前教育における男女共同参画の推進	9. 保育士・幼稚園教諭の男女共同参画に関する正確な理解の推進 10. 男女共同参画の視点に立った保育、教育活動や教材選定の推進 11. 男性の保育士・幼稚園教諭の採用の促進
学校教育における男女共同参画の推進	12. 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進 13. 家庭科教育の充実と健全な食生活を実現するための食育の推進 14. 男女共同参画の視点に立った教材等の選定 15. 固定的性別役割分担にとらわれない学校内の習慣の改善の指導
生涯学習における男女共同参画の推進	16. 社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進 17. 子どもを預けて学習活動に参加できる託児体制の充実 18. 生涯にわたる学習機会の充実

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
8. 保護者に対する意識啓発の推進	子供の成長に応じて親が学びあう学習機会の充実を図るとともに、PTAの活動を支援します。また、男性の参加促進を図ります。	教育総務課 学校教育課
9. 保育士・幼稚園教諭の男女共同参画に関する正確な理解の推進	男女共同参画の視点を持って、保育・幼児教育を推進する研修を実施します。	教育総務課 学校教育課 幼児支援課 幼稚園 保育所
10. 男女共同参画の視点に立った保育、教育活動や教材選定の推進	保育・教育活動及び教材選定について見直しを行い、男女共同参画の視点から固定的役割分担意識を容認しないように配慮します。	教育総務課 学校教育課 幼児支援課 幼稚園 保育所
11. 男性の保育士・幼稚園教諭の採用の促進	固定的役割分担意識を容認しないようあらゆる職場にバランスよく配置される重要性を考え、男性の保育士・幼稚園教諭応募への情報提供などの取り組みを進めます。また、臨時職員においても男性の保育士・幼稚園教諭の雇用に配慮します。	秘書広報課 学校教育課 幼児支援課
12. 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進	男女平等教育に関する研修を充実し、学校生活全般を通じて人権教育を推進できるように教職員の認識を深めます。	教育総務課 学校教育課 小・中学校
13. 学校教育の充実と健全な食生活を実現するための食育の推進	次代を担う子どもたちが自立の意識を育み男女が協力、相互理解の意識が培われるよう教育を進め、家族の一員としての役割を果たせるように教育を充実するとともに、給食などを通して食べ物と身体の関係や食事の楽しさ、生命の維持についても学ぶ食育を推進します。	学校教育課 給食センター 小・中学校

14. 男女共同参画の視点に立った教材等の選定	男女共同参画の人権意識の視点に立って、教材、資料等の選定、活用を図ります。	学校教育課 小・中学校
15. 固定的性別役割分担にとらわれない学校内の習慣の改善の指導	男女共同参画の視点に立って、学校の諸活動などを再点検し、必要に応じ改善します。	学校教育課 小・中学校
16. 社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	社会教育に携わるものに対して、男女共同参画の視点を持って指導ができるように研修を行います。	生涯学習課
17. 子どもを預けて学習活動に参加できる託児体制の充実	子育て中の人でも気軽に講演会や講座などの学習活動に参加できるよう託児支援の充実を図ります。	全 課
18. 生涯にわたる学習機会の充実	男女が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画する力をつけるため、多様化・高度化した学習需要に対応する生涯を通じた学習機会を充実します。	生涯学習課

主要課題 - 4

メディアにおける男女共同参画の推進

インターネットや携帯電話をはじめとした高度情報通信技術の発展に伴い、さまざまなメディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、大人だけでなく子どもたちも含め、ますます大きくなっています。このような状況の中では、メディアと個人、個人と個人の間でやり取りされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、情報の製作者の意図や価値観が反映されていることを認識して、市民が主体的に情報を選び、読み解いていく能力（メディア・リテラシー）を高める啓発が必要です。

また、行政や関係機関の広報や発刊物についても、性別に基づく固定観念にとらわれない表現や、人権に十分配慮した表現をするよう努めていく必要があります。

施策の方向	具体的施策
男女共同参画の視点を持った表現活動の推進	19．男女共同参画の視点に立った表現の啓発
	20．不適切な表現のチェック体制の整備

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
19．男女共同参画の視点に立った表現の啓発	市民に対して、男女共同参画の視点に立って男女相互の人権を尊重した表現について広報等作成指針を活用した啓発に努めます。	秘書広報課
20．不適切な表現のチェック体制の整備	企業や民間団体が発行する印刷物に男女共同参画を阻害する表現がないかチェックし、その発信者に対し改善を働きかけます。	秘書広報課 企画財政課

基本目標

男女がともにつくるまちづくり

男女共同参画社会においては、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要であります。女性の政策・方針決定過程への参画がこれからの社会づくり、まちづくりに大変重要な意味を持てきます。現在、様々な分野への女性の参画は拡大傾向にありますが、政策・方針決定過程に参画する女性は少ないのが現状です。

また、男女共同参画の取組は女性の地位向上に関する国際的な規範や基準、指針等世界的な取組と連動して進められてきました。今後も国際社会の課題と取組に関心を深め、国際的視野を持った女性リーダーの育成や国際交流・協調を推進していく必要があります。

さらに、男女がともに参画することによって、新たな発展が期待できる、防災や環境分野への取り組みも重要な課題です。

主要課題 - 1

市の政策・方針決定過程への女性の参画の促進

市行政において、施策の対象及び施策の影響を受ける市民の半数は女性であることから、市の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくことは当然のことであり、また、女性が参画することによって、より多面的な考え方を政策・方針に反映させていくことができます。しかし、現状を見ますと市組織における女性の管理職、市民の代表である市議会議員、自治会長、あるいは審議会等においても、まだ十分な状況ではありません。これは男性だけでなく、女性にも固定的性別役割分担意識が根強くあるため、積極的な促進が必要であると考えられます。

市民意識調査において、「企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由」を聞いたところ、「男性優位の組織運営」(55.6%)、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」(46.8%)、「女性の側の積極性が十分でない」(43.3%)の順に高い割合を占めています。

今後は、企画立案から男女が共同して参画することの重要性を市民に対する啓発及び人材育成を積極的に進める環境を整えていかなければなりません。

施策の方向	具体的施策
審議会等委員への女性の参画の推進	2 1 . 女性委員の積極的登用の促進
	2 2 . 市立小・中学校（幼稚園含む）の校長（園長）・教頭の女性登用率の向上
	2 3 . 女性（消防・一般）職員の採用・登用の促進

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
2 1 . 女性委員の積極的登用の促進	女性委員登用状況の定期的な調査を実施し、女性委員ゼロ審議会の解消に努めます。また、女性委員比率30%以上を目標に、委員の公募制を積極的に導入し、審議会などへ意欲のある人の参画を促します。	全 課
2 2 . 市立小・中学校（幼稚園含む）の校長（園長）・教頭の女性登用率の向上	女性教職員を管理職などに登用し、学校運営の意思決定の場への参画を進めます。	教育委員会
2 3 . 女性（消防・一般）職員の採用・登用の促進	現状の職務分担を見直し、職場や職種などにおいて男女の比率が大きく偏らないような、配置、職域拡大を進めます。	秘書広報課 総務課

主要課題 - 2

新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

これまで、防災の分野は「男の仕事」という概念があり、男性の視点による施策が進められてきましたが、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の大災害を契機に、防災・災害復興対策に「男女共同参画」の視点を盛り込む動きが進んでいます。国の「防災基本計画」においても、平成17年の修正では女性の参画を前提とした防災活動や防災訓練、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営などが盛り込まれ、また平成23年・24年の修正では、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮や、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進等が位置づけされました。今後、地域防災の重要な担い手として、女性リーダーの育成や防災・災害復興における政策・方針決定過程においても女性の参画を促進する必要があります。

また、環境保全の分野においては、環境問題が身近な生活環境から地球環境まで、広範かつ内容も複雑・多様化し、大きな問題となっています。そして、その原因の多くは私たちの生活スタイルや社会経済活動にあり、一人ひとりがあらゆる場面で、環境に配慮した行動をとることが求められています。循環型社会で廃棄物のリデュース（抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）など、これまではどちらかというとな女性が中心に担ってきましたが、環境に対する女性の高い関心や豊かな知識や経験をより広く活かし、誰もが生活者として環境問題に取り組む必要があります。

施策の方向	具体的施策
防災・災害復興分野への女性の参画の拡大	24．男女双方に配慮した地域防災（復興）の推進
	25．男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上
	26．地域活動における女性消防団員の確保・配置促進

環境保全分野への男女共同参画の 拡大	27. 環境保全活動への男女共同参画の促進
-----------------------	-----------------------

実 施 内 容

具体的施策	実施内容	担当課
24. 男女双方に配慮した地域防災(復興)の推進	防災等の政策・方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成。地域防災(復興)対策には、男女のニーズの違いを把握して進める必要があり、地域防災計画を、男女共同参画の視点で見直します。	総務課 都市開発課 都市管理課
25. 男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上	地域コミュニティにおける男女の参画や災害・防災に関する知識の修得を進め、定期防災訓練の参加を図る。防災に対する意識を向上し消防団における女性の活躍を促進します。	総務課
26. 地域活動における女性消防団員の確保・配置促進	女性防火クラブの組織の強力化を図り、地域活動で女性消防団員として育成し、防災の要として配置を促進して積極的に参加できるよう支援します。	総務課
27. 環境保全活動への男女参画の促進	環境に対する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広く活用されるよう、環境問題に関する情報や交流の場の提供及び地域における環境学習を推進します。	環境課

主要課題 - 3

国際化に対応した男女共同参画の推進

日本における男女共同参画の推進は、「女子差別撤廃条約」、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」など女性の地位向上に関する国際的な取組と連動して進められてきました。国際社会の課題と取組に関心を深めることは、男女共同参画を進めるうえでも必要であり、国際的な規範や基準、取組の方針を市民に周知するとともに、国際的視野を持った女性リーダーの育成や国際交流・協調を推進していくための人材の育成を図る必要があります。

瑞穂市には、留学生をはじめ多くの外国籍の人が居住しています。国籍の違いによる言語、文化や習慣の違いから日常生活で困ることのないよう認め合いお互いに理解を深めるため、外国語による生活情報の提供や相談体制の充実、日本語支援など、共に住みよい地域社会づくりを推進します。

施策の方向	具体的施策
国際的な男女共同参画に関する理解の促進	28．国際理解の啓発の推進
	29．市民による国際交流・国際協力への支援

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
28．国際理解の啓発の推進	異なる文化や生活習慣に対する理解と認識を深めるために、学校や生涯学習の場などで国際理解のための啓発を推進します。また、多様な言語での確に情報提供できるよう努めます。	秘書広報課 学校教育課 生涯学習課 市民部 福祉部
29．市民による国際交流・国際協力への支援	国際交流のための語学ボランティアやホームステイ受け入れ家庭などの市民の手による国際交流活動を支援します。	秘書広報課

基本目標

だれもが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会は、性別のみならず、年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、その人がもてる力を最大限に発揮し、お互いに支えあって、安心して暮らせる社会であるべきです。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が生涯にわたって心身ともに健康を維持することができ、仕事、家庭生活、地域生活の活動にと個性と能力をあらゆる分野に発揮できる環境づくりが必要です。

なかでも、家庭における環境づくりは最も重要であり、男女共同参画の原点です。男女ともに家族として、相互に理解し、責任を担い、仕事、育児や介護を両立できるように相互の参画が不十分な状況を認識し、社会がこれを支援していかなくてはなりません。

また、少子・高齢化が進展する中、介護サービス等の福祉施策の充実を図るとともに、高齢者や障がい者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、自立を基本とした、社会を支える重要な一員としてその役割を積極的にとらえる必要があります。

さらに、働くことは、人々が生きていくうえでの経済的基盤であると同時に、人生を豊かに生きるための自己実現の場でもあり、社会貢献の場でもあることから、男女共同参画社会の実現にとって、雇用の分野は極めて重要な意味をもっています。女性労働者が性により差別されることなく、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、また、多様な働き方に応じた適切な労働条件が確保される職場づくりを事業者に働きかけるとともに、女性の再就職や起業支援を行うことも必要です。男性も仕事中心の生活から職場・家庭・地域の均衡の取れた生活へ転換できるよう、国や県の取組と連動して事業者に啓発していくことも男女共同参画の推進にとって重要なことです。

主要課題 - 1

男女の仕事と家庭生活・地域生活の両立支援

少子高齢化や女性の社会進出などの社会情勢の変化により、国民一人ひとりの価値観やライフスタイルは多様化しています。また、非正規雇用や長時間労働が問題となる中、働き方や家庭生活、地域生活への関わり方を見直し、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが求められています。ワーク・ライフ・バランスは、女性だけや夫婦と子どもから成る世帯だけの問題ではなく、男性も含めたあらゆる個人の、またあらゆる家族類型の世帯の問題となっています。

男女がともに家庭における役割と責任を担うことができるよう、就業形態の見直しや、仕事と子育て、仕事と介護の両立のための制度の定着を促進します。

また、ライフスタイル、就業形態等の変化に伴う多様な保護者のニーズに対応した子育ての環境整備の充実を図り、さらに子育て支援活動を行う市民グループへの育成と支援を行いながら、家庭にいる母親などの孤立化や不安の解消を図るために相談・支援体制を強化します。

施策の方向	具体的施策
仕事と家庭生活・地域生活の両立に向けた啓発の推進と支援	30．家庭における男女共同参画意識浸透のための啓発活動の推進
	31．男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施
	32．仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着促進と充実
	33．仕事と子育て・仕事と介護の両立のための職員採用の推進
	34．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	35．保育所待機児童解消対策の推進
	36．多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実

	37. 子育て相談の充実
	38. 子育て支援情報の充実
	39. 放課後児童クラブ（学童保育）の充実
	40. 子育てサークルの育成支援
	41. 子育て支援グループの育成支援

実施内容



具体的施策	実施内容	担当課
30. 家庭における男女共同参画意識浸透のための啓発活動の推進	市の広報、ホームページ等での情報提供など、あらゆる機会を利用して、家庭における男女共同参画の意識の浸透を図ります。	企画財政課 秘書広報課
31. 男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施	育児や介護が女性に偏らないためにも、男女共同参画の視点に立った、男性のための育児や介護講座を実施します。	福祉生活課 健康推進課
32. 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着促進と充実	育児休業、介護休暇等の各制度についての情報提供と理解促進に努め、取得促進を図る。	企画財政課 福祉生活課
33. 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための職員採用の推進	育児休業、介護休暇等の取得促進を図るため、代替要員の確保に努める。	秘書広報課
34. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	仕事と生活の両立を推進するとともに、男女の働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図ります。	企画財政課 商工農政課
35. 保育所待機児童解消対策の推進	仕事と子育て等の両立支援の一環として、待機児童解消に向けて、計画的に保育所定員について拡充していきます。	幼児支援課

36. 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実	低年齢時中途入所、延長保育、一時保育、障がい児保育、病後児保育の充実を図ります。	幼児支援課
37. 子育て相談の充実	子育て家庭の不安解消のため、男女共同参画の視点に配慮した子育て親子の交流や相談の場づくりを支援し、地域における子育て支援環境の充実に取り組みます。	幼児支援課
38. 子育て支援情報の充実	市広報、ホームページや子育て支援センターだよりなどを利用して、子育て支援情報を提供します。	幼児支援課
39. 放課後児童クラブ(学童保育)の充実	地域に根ざした、放課後児童クラブ(学童保育)の運営の充実を図ります。	幼児支援課
40. 子育てサークルの育成支援	子育て支援センター等において、子育てサークルの育成を図り、活動に必要な情報や場所の提供などを行います。	幼児支援課
41. 子育て支援グループの育成支援	子育て支援グループと連携した事業を行いながら、子育て支援グループの育成を図ります。	幼児支援課

主要課題 - 2

生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて健やかに生活するには、心身ともに健康であることが前提となります。

女性は母性機能による男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、お互いが身体的特徴の違いに理解を深め合い、人権を尊重しながら、相手に対する思いやりをもって生きていくことが、男女共同参画を進めるうえで極めて重要です。

そのためには、自らの心身及びその健康について正確な情報を収集し、主体的に行動し、健康を享受できるよう生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要です。

施策の方向	具体的施策
生涯を通じた健康づくりの推進	4 2 . ライフステージに応じた健康保護対策の充実
	4 3 . 食育の推進
	4 4 . 健康相談の充実
母性保護と母子保健のサービスの充実	4 5 . 母性保護と母子保健施策の充実

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
4 2 . ライフステージに応じた健康保護対策の充実	生涯を通じ、健康や健康維持などを推進するため、健康診査、検診の受診促進や健康教育などを推進します。	健康推進課
4 3 . 食育の推進	健全な食生活を実現するための能力を養成するための食育を推進します。	健康推進課
4 4 . 健康相談の充実	心の悩みや体の悩み、更年期に関する悩みなどについて窓口相談、電話相談など健康相談窓口を充実します。	健康推進課
4 5 . 母性保護と母子保健施策の充実	母性は次世代を生むという重要な社会機能であるという認識を深めるよう、若い世代からの意識啓発を推進します。母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産までの一貫した健康審査、保健指導、相談などのサービスを充実します。	健康推進課

主要課題 - 3

社会的支援にかかわる環境の整備と支援

高齢化が進むなか、高齢社会に対応した条件整備は緊要な課題となっています。「市民意識調査」結果によると、家庭内の介護の分担は「夫婦」が14.8%、「妻」が14.6%となっており、また要介護高齢者等の数は今後も増加が予測されています。介護の負担を要介護人の家族、とりわけ女性に偏ることなく、社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度について、今後一層の円滑な運営とサービスの充実を図って高齢者の介護に男女が協力して問題を解決していくことは、男女共同参画の推進につながります。

また、社会のあらゆる分野ですべての人が安全・安心な状況の中で自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていく観点から、自立を容易にする社会環境整備にあたっては、施策の立案・実施等に関し、あらゆる家族形態の実情を把握し、ニーズが十分反映されるよう努めなければなりません。

施策の方向	具体的施策
高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	46. 介護サービスの充実
	47. 在宅福祉サービスの充実
	48. 高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実
高齢者等の社会参画と生きがい対策の充実	49. 高齢者、障がい者の社会参加活動の促進
	50. 高齢者健康講座の充実
	51. 老人クラブ活動への支援の充実
	52. シルバー人材センターへの支援の充実
	53. 障がいのある人の就労の促進
あらゆる家族形態に対応した支援の充実	54. ひとり親家庭や障がいのある人及びその家族への生活及び自立支援の充実

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
46. 介護サービスの充実	高齢者等が在宅や施設において安心して生活できるとともに介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることなく、社会全体で支えていくために介護サービスの充実を図ります。	福祉生活課
47. 在宅福祉サービスの充実	高齢者や障がい者の生活の質を向上させ、介護する人の支援体制を整備します。	福祉生活課
48. 高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実	高齢者、障がい者の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や相談を実施します。	福祉生活課
49. 高齢者、障がい者の社会参加活動の促進	高齢者が社会とのかかわりを持ち続けることができるように、高齢者の社会参画に関する広報による啓発・情報の提供を行います。	福祉生活課
50. 高齢者健康講座の充実	介護予防を含めた健康づくりを支援するための講座を開催します。	福祉生活課 健康推進課
51. 老人クラブ活動への支援の充実	高齢者の自主組織である老人クラブの活動への支援を行いません。さらに、女性の役員登用など、男女共同参画の視点に立った運営を促進します。	福祉生活課
52. シルバー人材センターへの支援の充実	シルバー人材センターへの支援を図り、高齢者男女の意欲と能力を活かし、社会貢献と生きがいにつながるよう、就業の機会を提供します。	福祉生活課
53. 障がいのある人の就労の促進	障がいのある人がその能力を十分発揮できるよう、就労の場の拡大と就労支援の充実や障がいのある人の就労促進に取り組む家族や中間支援団体等に対する支援に努めます。	福祉生活課
54. ひとり親家庭や障がいのある人及びその家族への生活及び自立支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉向上を図ります。また、障がいのある人及びその家族へのきめ細やかな相談体制と必要な情報を的確に提供します。	福祉生活課

主要課題 - 4

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

働きたい人が均等にその能力が発揮できる社会づくりは、基本的人権に深く関わりとともに、多様な人材の活用を促し、経済社会の活力となるものです。国においても、労働基準法や男女雇用機会均等法の改正、育児・介護休業法などの制度面における職場環境の整備を進めてきました。

しかしながら、一方では、固定的性別役割分担意識を反映して、女性労働者に対する差別的な事例がいまなお多く見られ、こうした雇用面における男女格差の是正が急がれています。

「市民意識調査」によると、職場において男女の地位が不平等であると感じている市民は半数以上にのぼっています。男女がともに働きやすい職場環境をつくるためのさまざまな啓発を行うとともに、法律、制度の周知を図ります。

また、妊娠、出産などを機に離職した女性に対して、再就職や起業の支援の整備を促進します。

施策の方向	具体的施策
職場における男女共同参画推進のための環境整備	5 5 . 男女雇用機会均等法などの法律、制度の周知
	5 6 . セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の実施
女性の再就職・起業支援の整備	5 7 . 再就職希望者への支援の充実
	5 8 . 女性の職業能力開発講座の充実
	5 9 . 女性の職場環境の充実

実施内容

具体的施策	実施内容	担当課
55. 男女雇用機会均等法などの法律、制度の周知	市の広報、ホームページなどを活用して、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法についての周知に努めます。	企画財政課 秘書広報課
56. セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の実施	市の広報、ホームページなどを活用して、セクシュアル・ハラスメントのない職場の啓発に努めます。	企画財政課 秘書広報課
57. 再就職希望者への支援の充実	育児や介護などのために退職した女性の再就職等へのチャレンジを情報提供や相談体制を支援します。	福祉生活課 商工農政課
58. 女性の職業能力開発講座の充実	就業に役立つ講座、キャリアアップのための実務講座を充実させます。	福祉生活課
59. 女性の職場環境の充実	女性が働きながら育児と両立できる職場内託児所の設置を企業と共同して進め職場環境の整備の充実に努めます。	企画財政課 商工農政課

第4章 基本計画の推進体制

1. 推進組織体制

瑞穂市男女共同参画基本計画を実現するためには、第3章に定めた事業を着実に実施していくことが必要です。

そのため、男女共同参画基本計画の策定及び基本目標に向けた施策を実施するにあたり、広範かつ多岐にわたる取組みの整合性を図り、総合的かつ効率的に推進するため市民の代表で構成される審議機関として「瑞穂市男女共同参画推進審議会」を設置し、広く意見を取り入れます。

さらに、庁内の横断的な組織として関係部署で形成する、「男女共同参画推進会議」を置き、その補助及び所掌事項を円滑に推進するため「ワーキングチームによる体制」を築き、全庁で基本計画実施プランに向けて整備・強化を図ります。

2. 市民と行政の協働による推進

男女共同参画社会の実現は、行政だけで達成できるものではなく市民と協働して進めていくものです。基本計画の推進は、より効果的により実効性のあるものにするために、市民一人ひとりの協力は無論のこと、市民団体、非営利団体（NPO）、関係団体と連携を密にして、あらゆる分野に男女共同参画の視点で諸施策に反映させていきます。

具体的施策	実施内容	担当課
市民団体・グループなどとの連携・支援	男女共同参画を推進する団体、NPOを支援し、連携協力を深めながら啓発活動をはじめとして男女共同参画の取組みを協働して実施します。	企画財政課
公募委員制の導入	広く市民等の意見を反映させるため、委員の公募制度の積極的な導入を図ります。	全 課
パブリックコメントの実施	計画の見直しなど重要な施策について、パブリックコメントの実施により多くの市民の意見を反映させます。	全 課
市民意識調査の実施	男女共同参画に対する市民の意識を適宜調査し、市民に対する意識の浸透度や施策効果の検証を行います。	企画財政課

瑞穂市男女共同参画基本計画目標指標

* . . . (目標値を定めない項目とする)
市民意識調査 . . . (平成21年1月・平成25年12月調査実施結果)

基本目標	主要課題	指標項目	策定時 平成21年度	現状値 平成25年度	目標指標		把握方法及び 担当課等	
					前期 平成26年度	後期 平成31年度		
意識改革による人づくり	1. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革	・男女共同参画社会基本法という用語の周知度	(52/974人) 5.3%	(132/754人) 17.5%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課	
		・「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識	(121/974人) 12.4%	(62/729人) 8.5%	0.0%	0.0%	市民意識調査 企画財政課	
	2. 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	・あらゆる機会をとらえて、家庭、教育、職場、地域における意識啓発を推進し、人権尊重についての理解を深める	⇒	⇒	↗	↗	福祉生活課	達成
		・女性の人権擁護委員の割合	(2/6人) 33.0%	(3/7人) 42.9%	33.0%	(3/7人) 42.9%	福祉生活課	
		・DV防止法周知度	(273/974人) 28.0%	(217/754人) 28.8%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課	
		・パートナーからの暴力を受けた際の対応で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合	(31/49人) 63.3%	(31/84人) 36.9%	0.0%	0.0%	市民意識調査 企画財政課	
		・DVにあったときの相談窓口を知らない人の割合	(7/31人) 22.6%	(4/31人) 12.9%	0.0%	0.0%	市民意識調査 企画財政課	
	3. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進	・中学生におけるDVに対する理解の普及(中学校における授業等での周知の実施率)	⇒	(3/3校) 100%	100.0%	100.0%	学校教育課	達成
		・保護者への啓発の充実(啓発実施校の割合)	⇒	30.0%	50.0%	50.0%	学校教育課	
		・親子料理教室参加者の子どもに占める男性の割合(瑞穂市食生活改善協議会)	—	—	—	50.0%	健康推進課	
・家庭生活における男女の平等感		(288/974人) 29.6%	(269/717人) 37.5%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課		
・男女共同参画の視点に立った保育(教育)に配慮する		⇒	70.0%	↗	80.0%	幼児支援課 学校教育課		
・男性の保育士・幼稚園教諭の採用数		1人	0人	3人	3人	秘書広報課		
・学校教育における男女の平等感		(481/974人) 49.4%	(418/702人) 59.5%	60.0%	70.0%	市民意識調査 企画財政課		
・小・中学校の男女平等教育パンフレットを活用した授業の推進		⇒	0.0%	⇒	⇒	学校教育課		
《H22新規》小・中学校生徒の会長における女性の割合		H22追加 40.0%	50.0% 内小学校57.1%	50.0%	50.0%	学校教育課	達成	
4. メディアにおける男女共同参画の推進	・各世代、各分野における男女の地位の平等の意識を高める	⇒	⇒	↗	↗	生涯学習課		
	・地域社会における男女の平等感	(318/974人) 32.6%	(279/713人) 39.1%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課		
	・市の広報、出版物等における男女差別につながらない表現の促進	⇒	⇒	↗	↗	秘書広報課		
	・情報の発信者に対して、性別による固定的な役割分担を助長、遠慮させるような表現に対して留意し、男女を平等な関係で表現するように啓発	⇒	⇒	↗	↗	企画財政課		

基本目標	主要課題	指標項目	策定時 平成21年度	現状値 平成25年度	目標指標		把握方法及び 担当課等	
					前期 平成26年度	後期 平成31年度		
男女がともにつくるまちづくり	1. 政策方針決定の場への女性の参画の推進	・市議会議員の女性の割合	(2/20人) 10.0%	(2/18人) 11.1%	30.0%	30.0%	企画財政課	
		・地方自治法第202条の3に基づく審議会等の委員における女性の割合	(46/143人) 32.2%	(134/433人) 30.9%	40.0%	40.0%	企画財政課	
		・地方自治法第180条の5に基づく委員会等(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会)における女性の割合	(5/41人) 12.2%	(5/41人) 12.2%	30.0%	30.0%	企画財政課	
		・女性のいない審議会等の割合	(6/13) 46.2%	(5/19) 26.3%	0.0%	0.0%	企画財政課	
		・委員公募制のある審議会数 (内、委員公募制のある審議会数)	13 (7)	19 (7)	30 (30)	30 (30)	企画財政課	
		・市が委嘱する各種委員(社会教育委員、社会教育指導員、社会教育推進員、青少年育成推進員、体育指導委員等)における女性の登用率	(23/163人) 14.1%	(25/171人) 14.6%	(44/163人) 27.0%	(44/163人) 27.0%	生涯学習課	
		・PTA会長の女性の割合	(1/11人) 9.1%	(1/11人) 9.1%	(3/11人) 27.3%	(3/11人) 27.3%	生涯学習課	
		・市立小・中学校(幼稚園含む)の校長(園長)・教頭の女性の割合	(2/22人) 9.1%	(5/22人) 22.7%	(5/22人) 22.7%	(5/22人) 22.7%	学校教育課	達成
		・自治会長における女性の登用率	(1/95人) 1.1%	(4/97人) 4.1%	・	↗	総務課	
		・女性一般行政職員(保育士、幼稚園教諭を除く)の割合	(60/205人) 29.3%	(56/201人) 27.9%	35.0%	35.0%	秘書広報課	
	・一般行政職(保育士、幼稚園教諭を除く)における課長補佐以上の女性の割合	・	(23/115人) 20.0%	・	30.0%	秘書広報課		
2. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	・防災会議への女性委員の登用数	0人	2人	数人	3人	総務課		
	・女性消防職員採用の拡充	1人	1人	3人	3人	総務課		
	・男女のニーズを記入した応急災害支援の検討委員会設置	無	無	設置	設置	総務課		
	・防災・災害復旧分野における女性消防団員の配置の割合	0人	0人	5人	5人	総務課		
	・環境問題について出前講座等の学習する機会を充実	1回	2回	5回	5回	環境課		
	・地球温暖化対策実行計画・廃棄物基本計画などの環境分野策定委員の女性の割合	(2/12人) 16.7%	(13/97人) 13.4%	50.0%	50.0%	環境課		
3. 国際化に対応した男女共同参画の推進	・学校や生涯学習の場などで、国際理解のための啓発を推進	⇒	⇒	↗	↗	学校教育課 生涯学習課		
	・市民レベルの国際交流の支援の充実	⇒	⇒	↗	↗	秘書広報課		
	・外国人が安心して暮らせる生活にかかる情報提供や相談の充実	⇒	⇒	↗	↗	秘書広報課 市民部 福祉部		

基本目標	主要課題	指標項目	算定時 平成21年度	現状値 平成25年度	目標指標		把握方法及び 担当課等		
					前期 平成26年度	後期 平成31年度			
1. 男女の仕事と家庭生活・地域生活の 両立支援	男女の仕事と家庭生活・地域生活の 両立支援	・「育児・介護休業法」などの普及割合	(317/974人) 32.5%	(462/754人) 61.3%	50.0%	80.0%	市民意識調査 企画財政課	達成	
		・延長保育の時間帯の延長	7:30～19:00	西・南保育 17:00～19:00 上記以外の保育 所は7:30～ 19:00(又は 19:30)	7:30～19:00	7:30～19:00	幼児支援課		
		・延長保育実施保育所数	8ヶ所	10ヶ所	8ヶ所	10ヶ所	幼児支援課	達成	
		・延長保育利用率	長時間保育	(251/1121人) 22.4%	(347/1133人) 30.6%	22.4%	40.0%	幼児支援課	達成
			延長保育	(136/1121人) 12.1%	(230/1133人) 20.3%	12.1%	30.0%		
		・一時保育実施保育所数	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	幼児支援課	達成	
		・一時保育利用者	104人/月	270人/月	110人/月	300人/月	幼児支援課	達成	
		・3歳未満児保育実施保育所数	7ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	幼児支援課	達成	
		・3歳未満児保育利用者	184人	233人	210人	270人	幼児支援課	達成	
		・病児(病後児)保育の保育所数	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	幼児支援課		
		・放課後児童クラブ数	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	幼児支援課	達成	
		・放課後児童クラブ利用者数	137人	208人(平日) 230人(夏季)	210人	210人	幼児支援課		
		・保育所待機児童数	15人	32人 H26.7.1現在	0人	0人	幼児支援課		
		・市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	(3/12日) 25.0%	(4/6日) 66.7%	100%	100%	秘書広報課		
・市の男性職員の育児休業取得者数	0人	0人	1人以上	1人以上	秘書広報課				
・子どもの教育への男性の参加割合(夫婦協働)	(310/745人) 41.6%	(208/601人) 34.6%	60.0%	60.0%	市民意識調査 企画財政課				
2. 生涯を通じた男女の健康支援	生涯を通じた男女の健康支援	健康診断受診率	30歳代健康查	(619/9090人) 6.8%	(467/8361人) 5.6%	8.0%	8.0%	健康推進課	
			子宮検診	(2321/20276人) 11.4%	(2572/20894人) 12.3%	15.0%	15.0%		
			乳房検診	(3870/16818人) 23.6%	(2884/17716人) 16.3%	28.0%	28.0%		
			胃検診	(1617/28659) 5.6%	(1022/26266 人)3.9%	10.0%	10.0%		
			大腸検診	(3167/28659人) 11.1%	(3247/26266人) 12.4%	15.0%	15.0%		
		・ライフステージに応じた健康づくり、健康教育、相談の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	健康推進課		
・妊婦教室への男性参加割合	(51/319人) 16.0%	(61/174人) 35.1%	20.0%	40.0%	健康推進課	達成			
・母子健康手帳交付時の男性の参加率	(95/548人) 17.3%	(87/656人) 13.3%	20.0%	20.0%	健康推進課				
3. 社会的支援にかかわる環境の整備と支援	社会的支援にかかわる環境の整備と支援	・社会福祉協議会による人権相談の開設回数	24回	12回	24回	24回	福祉生活課		
		・地域で支えるシステムの整備	⇒	⇒	⇒	⇒	福祉生活課		
		・就労意欲のある高齢者に対する就労支援事業利用者数	233人	160人	250人	250人	福祉生活課		
		・就労意欲のある障がい者に対する相談支援事業実施事業者数	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	福祉生活課	達成	
		・シルバー人材センターの活用と支援	発注件数	893件	715件	950件	950件	福祉生活課	
			(内、公共事業発注件数)	(64件)	(102件)	(80件)	(80件)		
		・福祉サービス利用に対する理解の普及	⇒	⇒	⇒	⇒	福祉生活課		
・ボランティア登録者数	1480人 (女性1213人) (男性267人)	1697人 (女性1369人) (男性338人)	1600人 (女性1300人) (男性300人)	1800人 (女性1400人) (男性400人)	福祉生活課	達成			
4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	・職場における男女の平等感	(163/974人) 16.7%	(183/701人) 26.1%	50.0%	50.0%	市民意識調査 企画財政課		
		・ワーク・ライフ・バランスの認知度 (「内容を知っている」又は「聞いたことがある」と回答した人の割合)		(448/754人) 59.4%		65.0%	市民意識調査 企画財政課		
		・セクシュアル・ハラスメントの被害者数	94人	39人	0人	⇒	市民意識調査 企画財政課		
		・男女雇用機会均等法の周知度	(449/974人) 46.1%	(481/754人) 63.8%	60.0%	70.0%	市民意識調査 企画財政課	達成	
		・一旦家庭に入った女性の再就職を支援する乗合同セミナーの実施回数	0回	0回	1回	1回	商工農政課		
		・女性のための再就職・起業に関する相談窓口の充実	無	設置済	就職起業情報 検索コーナー 設置	就職起業情報 検索コーナー 拡充	商工農政課 生涯学習課	達成	
		・パソコン、簿記などの実務講座の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	福祉生活課 生涯学習課		

だれもが安心して暮らせる環境づくり



男女共同参画社会基本法

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり
条例

瑞穂市男女共同参画推進条例

瑞穂市附属機関設置条例

瑞穂市男女共同参画推進会議設置要綱

瑞穂市男女共同参画推進審議会委員名簿

市民意識調査結果

瑞穂市男女共同参画基本計画策定の経過

用語解説

瑞穂市男女共同参画推進審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

番 号	氏 名	所 属
1	石田 達也	社会福祉協議会 代表
2	伊藤 瑠美子	民生委員・児童委員協議会 代表
3	梅田 裕治	P T A 連合会 代表
4	江間 安男	自治会連合会 代表
5	鈴木 信子	公募委員
6	高橋 由夏	NPO 法人 キッズスクエア瑞穂 代表
7	新田 年一	保護司会 代表
8	林 仁	公募委員
9	平田 芳子	人権擁護委員 代表
10	廣瀬 数秋	男女共同参画推進県サポーター(平成26年5月30日辞任)
11	福野 正	公募委員
12	松野 恵美	商工会女性部 代表
13	宮坂 果麻理	朝日大学 法学部講師
14	吉田 愛子	女性の会 代表
15	和田 恵利子	瑞穂市福祉事務所
事務局	森 和之	企画部長
	高山 浩之	企画部企画財政課長
	佐藤 之則	企画部企画財政課
	杉山 尚子	企画部企画財政課
	井川 千晶	企画部企画財政課

瑞穂市男女共同参画基本計画策定の経過

日 付	内 容
平成 20 年 11 月 1 日 ～ 20 日	男女共同参画推進審議会委員の公募実施 ・応募者 男性 1 名、女性 3 名
平成 20 年 11 月 5 日 " 10 日	職員研修実施 ・テーマ「男女共同参画社会を実現するために」
平成 20 年 12 月 1 日	第 1 回男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員会 ・現状及び経緯について ・市民意識調査（素案）について ・男女共同参画推進のための目標指標（素案）について
平成 20 年 12 月 19 日	第 1 回男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画社会の形成の状況について ・市民意識調査（案）について
平成 21 年 1 月 5 日 " ~ 31 日	男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・市民 2,000 人を対象 ・回収率（男性 41.4%、女性 55.5%）
平成 21 年 3 月 16 日	第 2 回男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員会 ・市民意識調査報告書（素案）について ・基本計画・指標（素案）修正確認について ・標語について
平成 21 年 3 月 27 日	第 2 回男女共同参画推進審議会 ・市民意識調査報告書（案）について ・男女共同参画推進のための目標指標（案）について
平成 21 年 12 月 15 日	第 3 回男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員会 ・男女共同参画基本計画（素案）について ・目標指標（案）修正確認について
平成 22 年 2 月 26 日	第 3 回男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画基本計画（案）について ・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する

	<p>る基本計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標語（基本計画の基本理念）について
<p>平成 22 年 3 月 5 日 " ~ 19 日</p>	<p>「男女共同参画基本計画（案）」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（案）」に対するパブリックコメント実施</p>
<p>平成 22 年 3 月 25 日</p>	<p>第 4 回男女共同参画推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント実施結果について ・ 男女共同参画基本計画（案）の修正について ・ スローガン（標語）選定について ・ 今後の男女共同参画推進に向けた行政運営に対する意見をまとめた報告書を計画案に添えて市長に提出
<p><u>平成 22 年 6 月 25 日</u></p>	<p>第 5 回男女共同参画推進審議会</p> <p><u>・「瑞穂市男女共同参画のスローガン」の選定結果について</u></p> <p><u>『「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり』に決定（応募総数 717 件）</u></p> <p><u>・ 男女共同参画推進条例（素案）について</u></p>
<p><u>平成 22 年 8 月 6 日</u></p>	<p>第 6 回男女共同参画推進審議会</p> <p><u>・ 男女共同参画推進条例（素案）について</u></p>
<p><u>平成 22 年 10 月 1 日</u></p>	<p>第 7 回男女共同参画推進審議会</p> <p><u>・ 男女共同参画推進条例（素案）について</u></p> <p><u>・ 条例（素案）のパブリックコメント実施について</u></p>
<p><u>平成 22 年 10 月 8 日</u> <u>~ 11 月 10 日</u></p>	<p><u>・ 条例（素案）のパブリックコメント実施</u></p>
<p><u>平成 22 年 11 月 15 日</u></p>	<p>第 8 回男女共同参画推進審議会</p> <p><u>・ 条例（案）のパブリックコメント実施結果について</u></p> <p><u>・ 男女共同参画推進条例（素案）の修正箇所の説明と審議</u></p> <p><u>・ 審議会から市長へ報告書を推進条例（案）に添えて提出</u></p>
<p><u>平成 22 年 12 月 17 日</u></p>	<p><u>男女共同参画推進条例案が瑞穂市議会定例会において可決</u></p>

<u>平成23年 4月 1日</u>	<u>男女共同参画推進条例 施行</u>
<u>平成24年 4月 1日</u>	<u>瑞穂市まちづくり基本条例 施行</u> <u>まちづくりにおいて男女共同参画が保障される</u> <u>ことを基本理念の中に規定</u>
<u>平成25年12月 6日</u> <u>~ 24日</u>	<u>男女共同参画に関する市民意識調査実施</u> ・ <u>市民2,000人を対象</u> ・ <u>回収率(37.9%)</u>
<u>平成26年 3月26日</u>	<u>第3回男女共同参画推進審議会</u> ・ <u>市民意識調査結果報告書(素案)について</u>
<u>平成26年5月30日</u>	<u>第1回男女共同参画推進審議会</u> ・ <u>市民意識調査結果報告書について</u>
<u>平成26年10月20日</u>	<u>第2回男女共同参画推進審議会</u> ・ <u>男女共同参画基本計画(後期)素案について</u>

男女共同参画関連用語解説

あ行

育児・介護休業法

育児や介護のための休業制度について定める法律。正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的とし2012年7月全面改正となりました。

エンパワーメント

自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

か行

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

さ行

ジェンダー（社会的性別）

社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、Gender「女性像」のような男性、女性の別をいう。生まれつきの生物学的性別であるセックス（sex）と区別して使われる。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行す場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

た行

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人等の婚姻の有無を問わず身近な男女間で行われる身体的・心理的暴力のこと。暴力とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

ま行

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。